

神戸市民救急ボランティア要綱第 9 第 2 項の変更について

1 変更する補償制度（神戸市民救急ボランティア要綱第 9 第 2 項）

「応急手当指導員が立ち会う第 4 条第 1 項第 1 号に基づく市民救命士講習会等において、市民救急ボランティアが負傷等をした場合は、ボランティア活動保険に基づき補償する。」

2 ボランティア活動保険

＜保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代理店 株式会社ベストインシュアランス

3 補償内容（支払限度額）

（1）賠償責任補償

対人・対物共通 5 億円（免責金額 無）

（2）傷害補償

傷害死亡・後遺障害保険金 500 万円

入院日額 3,000 円

通院日額 2,000 円

4 変更日（補償開始日）

2025 年 6 月 1 日（日）

5 補償に関する問い合わせ・連絡先

加入の手続きは完了しています。事故発生時は、消防局職員の現認が必要なため、講習に関係する職員にお知らせください。補償に関する手続きなどは、別途ご案内します。

＜神戸市消防局 市民防災総合センター市民研修係＞

電話 078-743-3799(9 時 00 分～17 時 00 分)・FAX078-743-3791